

鳥取市G I G Aスクール運営
支援センター運用業務に係る
公募型プロポーザル実施要項

令和8年1月

鳥取市教育委員会事務局 鳥取市総合教育センター

1 目的

鳥取市において、国のG I G Aスクール構想に則り、多様な子どもたちを誰ひとり取り残すことなく子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育 I C T 環境の整備と運用に関する支援を教育委員会及び学校に対し行うこととする。詳細は、鳥取市G I G Aスクール運営支援センター運用業務仕様書による。

2 業務概要

(1) 業務名

鳥取市G I G Aスクール運営支援センター運用業務

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「鳥取市G I G Aスクール運営支援センター運用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 提案限度額

提案限度額は、金16,473,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、この金額を超えて提案してはならない。

(5) 再委託の禁止

事業の全部又は一部を第三者に委託して実施することはできない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、事業の一部を委託することができる。

(6) 法令等の遵守

事業を遂行するに当たり、関係法令を遵守すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本事業を効果的に実施することができる法人で、本プロポーザルの公告の日から6の（1）の企画提案書等の提出期限の日までの間のいずれの日においても、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1) 法人格を有している者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代

理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。

- (6) 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止の措置（同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。）を受けている者でないこと。

4 スケジュール

	項目	予定日程
1	募集開始（公告）	令和8年1月22日（木）
2	質問票提出期限	令和8年1月27日（火） 午後5時必着
3	質問票に対する回答期限	令和8年1月29日（木）
4	参加意向表明書提出期限	令和8年2月2日（月） 午後5時必着
5	企画提案書等提出期限	令和8年2月5日（木） 午後5時必着
6	審査（プレゼンテーション）	令和8年2月10日（火）
7	審査結果通知	令和8年2月18日（水）予定
8	選定結果公表	令和8年2月18日（水）予定
9	業務委託契約締結	令和8年4月1日（水）予定

5 参加手続等

- (1) 実施要項の配布期間等

ア 配布期間及び時間

令和8年1月22日（木）から同年2月2日（月）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する鳥取市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

12の担当部署

※鳥取市公式ウェブサイトからもダウンロード可能

鳥取市公式ウェブサイト URL : <https://www.city.tottori.lg.jp/>

（2）質問書の提出

本プロポーザルの実施内容に質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第1号）により質問を行うものとし、電話及び口頭による質問には応じないものとする。

ア 受付期間及び時間

令和8年1月22日（木）から同年1月27日（火）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

質問書に質問事項を記入し、電子メールにより12の担当部署に提出すること。

なお、メールの件名は「鳥取市GIGAスクール運営支援センター業務に関する質問（法人名）」とすること。

また、送受信エラー等により質問を受理できないことがあるため、メール送信後に必ず12の担当部署に電話し、送信した旨を連絡すること。

ウ 回答方法

令和8年1月29日（木）午後5時までに本市公式ウェブサイトに掲載する。なお、電話及び口頭による個別の対応は行わない。

エ その他

応募状況や他の応募者に関する情報等については回答しない。

（3）参加意向表明書の提出

ア 受付期間及び時間

令和8年1月22日（木）から同年2月2日（月）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

12の担当部署に電子メールアドレスに、公募型プロポーザル参加意向表明書（様式第2号）を添付し送信すること。

なお、メールの件名は「鳥取市GIGAスクール運営支援センター業務参加意向表明（法人名）」とすること。

また、送受信エラー等により質問を受理できないことがあるため、メール送信後に必ず12の担当部署に電話し、送信した旨を連絡すること。

応募状況や他の応募者に関する情報等については回答しない。

（4）辞退について

参加意向表明書の提出後、企画提案書等の提出期限までに本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和8年2月5日（木）までに「辞退届」（様式第7号）を提出することにより辞退を認める。

提出方法は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）することとし、郵送の場合は、提出期限までの必着とする。持参する場合は、事前に12の担当部署に休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に電話でその旨を伝え、あらかじめ調整した時

間に持参すること。なお、企画提案書を含む一切の提出書類の返却は行わない。

6 企画提案書等の提出

参加希望者は、実施要項に基づき作成した企画提案書等を次により提出するものとする。

(1) 提出期間及び時間

令和8年1月22日（木）から同年2月5日（木）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

12の担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）することとし、郵送の場合は、提出期限までの必着とする。持参する場合は、事前に12の担当部署に休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に電話でその旨を伝え、あらかじめ調整した時間に持参すること。

(4) 提出書類

ア 参加申込書（様式第3号）

イ 企画提案書（様式第4号）

ウ 法人概要書（様式第5号）

※会社の概要・沿革・事業内容等が分かる資料（会社案内のパンフレット等）があれば添付すること。

エ 履歴事項全部証明書 ※応募の3か月以内に発行されたもの

オ 誓約書（様式第6号）

カ 経費見積書（様式任意）

キ その他、企画提案内容の説明に必要な資料

(5) 編冊方法

提出書類はA4版縦型扁平ファイルに左綴じとし、上記（4）ア～キの様式ごとにインデックスをつけること。（例：「書類①」等）

また、扁平ファイルの表紙にはタイトルを「総合教育センター公募型プロポーザル企画提案書類」とし、正本副本の別を表示すること。

(6) 提出部数

11部（正1部、副10部）

(7) 提出に当たっての注意事項

ア 提出期限後は、追加資料の提出、提出された書類等の差替え及び再提出は一切認めない。

イ 提出した書類等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記

載をした者に対して指名停止を行うことがある。

ウ 副本は、公平性を保つため資料から事業者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないこと。

7 プレゼンテーションの概要

（1）実施日

令和8年2月10日（火）

（2）実施会場

鳥取市総合教育センター第1研修室 鳥取市寺町150番地

（3）実施時間

時間等詳細については、別途連絡する。プレゼンテーションの時間は30分以内、その後質疑応答を10分程度とし、プレゼンテーションのための機器セッティング時間は、この時間に含めないものとする。

（3）プレゼンテーションの方法

当日、新たな資料の提出は不可とし、応募の際に提出した企画提案書に基づき説明を行うこと。

（4）参加人数

3名以内とし、企画提案書の内容が説明できる者を含めること。

（5）準備物

事務局側では、プロジェクター、スクリーン、ノートパソコン（またはタブレット）等を準備する。その他プレゼンテーションに必要な設備は、参加者で準備すること。

（6）その他

プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。また、会社名を特定できるような服装や言動を行わないこと。

8 審査

公募型プロポーザル方式により選考を行う。この選考はあくまで、受託候補者を選考するものであり、契約行為ではない。

（1）選定委員会

企画提案書等について、プレゼンテーション終了後に本プロポーザルに係る審査選定委員会が別紙「鳥取市GIGAスクール運営支援センター運用業務選定基準表」（以下「基準表」という。）に沿って審査、ヒアリング等を行い、最も優れている提案者を受託候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

（2）審査方法

ア 各委員は、基準表により採点し、得点の総計が最も高い事業者を最優秀提案者として選定する。

- イ 得点の総計が同点の場合は、当日出席した選定委員による多数決で最優秀提案者を決定する。
- ウ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。
- エ 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。受託候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。
- オ 応募者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

(4) 選定基準

別紙「基準表」による。審査の経過・内容に関する問合せには、一切回答しない。

9 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後速やかに応募者全員に書面により通知する。
ただし、審査経過については公表しない。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

10 失格事項

本プロポーザルの応募者又は提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書等の提出方法、提出先、提出期限が本要項に適合していないとき。
- (2) 提案書等の作成形式等が、本要項に適合していないとき。
- (3) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (4) プロポーザルの手続の過程で、3の資格要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (5) プレゼンテーションに参加しなかったとき。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があることが明らかになったとき。
- (7) 選定委員に対して直接又は間接に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があったとき。
- (8) 受託候補者選考終了までの間に他の応募法人と応募提案の内容又はその意思について意図的に開示、相談をおこなったとき。

11 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、応募等に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、受託候補者の選考以外の目的では使用しない。

12 担当部署

〒680-0053 鳥取県鳥取市寺町150番地
鳥取市教育委員会事務局 鳥取市総合教育センター (担当:蜂谷・石原)
メールアドレス kyo-center@city.tottori.lg.jp
電話番号 0857-36-6060